

世田谷区による拡幅整備工事を行った場合、以下の②つの制度があります。

区による拡幅整備工事が完了し条件に適合した場合は、申請に基づき奨励金・助成金を交付します。ただし、ほかの助成制度を活用した場合は、この助成制度等を重複して受けることはできません。

① 奨励金 角地などで2つ以上の道路に接し、2面以上の後退用地又は1面の後退用地と隅切り用地（東京都建築安全条例の隅切り用地に限る）を寄附いただいた場合、土地所有者等に次の表のとおり合計200万円を上限として奨励金を交付します。
 ※後退用地一面と隅切り用地の寄附については、隅切り用地のみ奨励金交付の対象です。
 ※法42条1項5号道路の後退用地、隅切りについては奨励金交付の対象外です。

区分	隅切り用地	後退用地（2面以上の寄附）
算出方法	面積 × 路線価*の平均 × 1/2	それぞれの面積 × それぞれの路線価* × 1/4

※路線価：相続税を算定する際に路線ごとに財産評価の基準として決められている地価

② 助成金 家の建替えや増改築を伴わない場合には、次のとおり撤去費用などの一部を助成します。

隣地境界に沿って設置されたブロック塀等の撤去

撤去に要した費用(撤去に伴う補修工事を含む)に相当する額 **【上限200,000円】**

※隣地境界に沿った工作物とそれを支える基礎までが対象となります。道路に平行な工作物は、下記の「工作物の撤去」として助成します。

水道メーター、地下埋設配管等の撤去

撤去に要した費用(撤去に伴う切り直し工事を含む)に相当する額 **【上限300,000円】**

配管が複数あるなど一部条件に該当する場合は **【上限500,000円】**

工作物の撤去

門柱、塀、生垣、垣根等 **5,000円/m**

擁壁の移設

※撤去のみの場合は助成対象外です。

狭あい道路と敷地の高低差が以下のもの※1

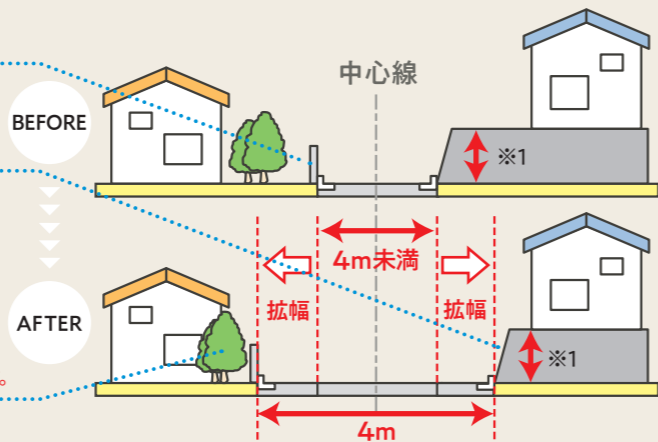
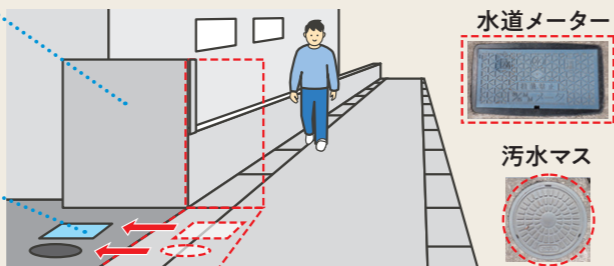
0.5m以上1.0m未満	5,000円/m
1.0m以上2.0m未満	11,000円/m
2.0m以上3.0m未満	32,000円/m
3.0m以上	51,000円/m

樹木の移植

※伐採のみの場合は助成対象外です。

※家の建替えや増改築を伴う場合でも助成対象となります。

幹回り30cm以上かつ樹高3m以上 **10,000円/本**



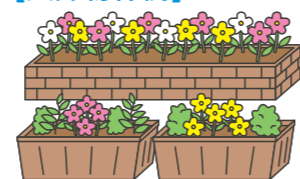
⊘ 支障物件の設置禁止について

拡幅整備（区整備、自主整備）後の後退用地等には、災害時の避難の安全性を向上、消防・救急活動の円滑化を図るため、通行上支障となる支障物件※を置かないようご協力をお願いします。

【支障物件とは・・・】

後退用地等に設置されている土地に定着する工作物。（容易に移動できないものなど。）

【支障物件例】



花壇 / プランター



自動販売機

詳しくは、ご相談ください。

世田谷区 防災街づくり担当部 建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当

後退方法等に関するお問い合わせは、直接窓口までお越し下さい。

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1 TEL：03-6432-7187

※建築基準法第42条に規定する道路の種別につきましては、世田谷区電子地図情報配信サービス「せたがや iMap(地図のテーマ：指定道路図)」もあわせてご利用ください。

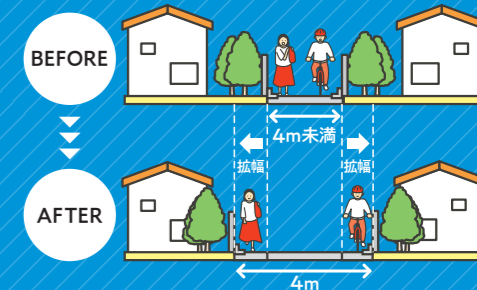


ホームページもご覧ください。

2026年3月発行

狭あい道路 拡幅整備事業

世田谷区内の道路総延長における幅員4m未満の比率として算出する細街路率は、区全体で※約31.9%となっており、区内には狭あい道路が多く存在します。狭あい道路は、緊急車両の通行を妨げたり、災害時の避難を困難にするだけでなく、日常の通行も不便が生じます。区では狭あい道路解消のため、拡幅整備を行っております。
 (※出典元：世田谷区土地利用現況調査2021)

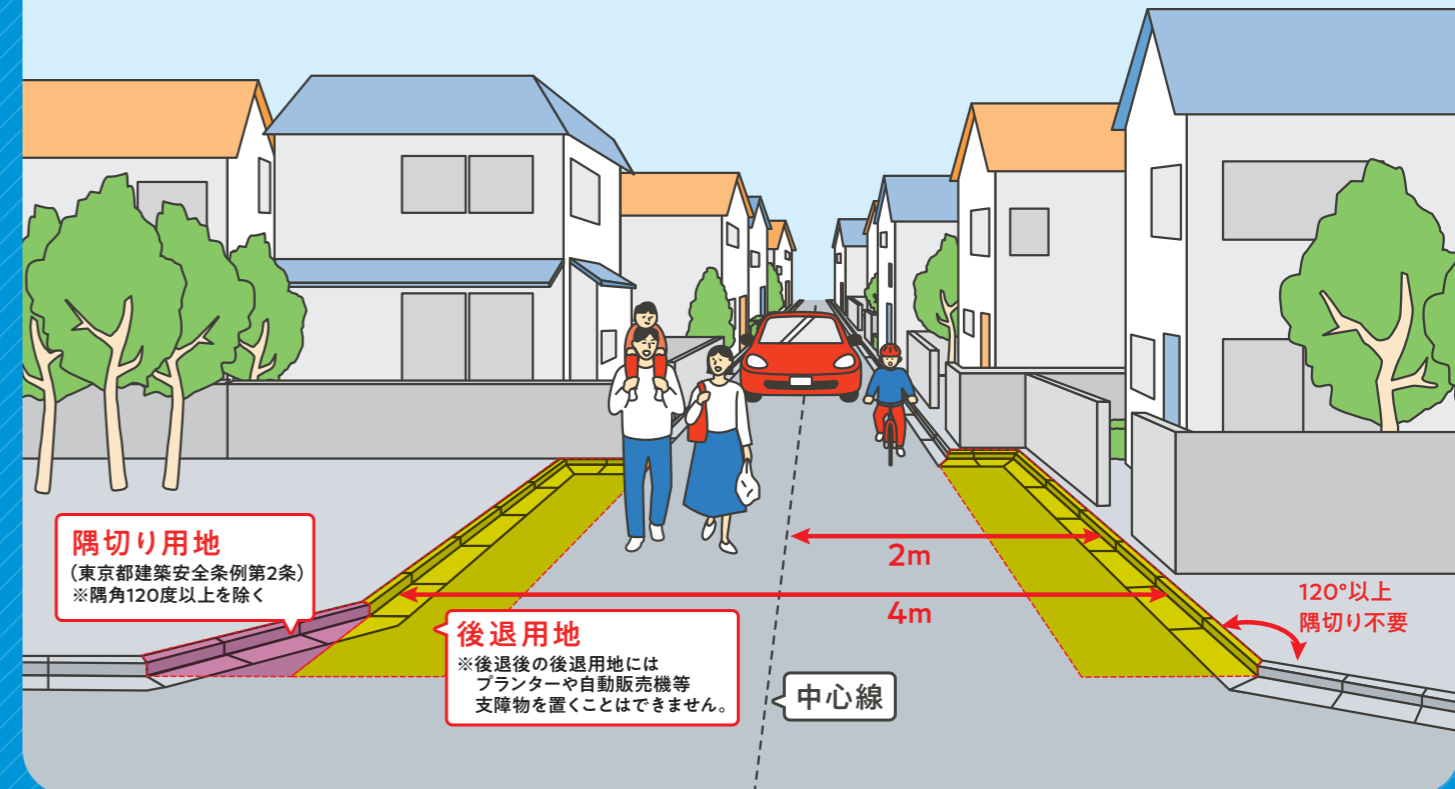


世田谷区では下記のような道路を「狭あい道路」と呼び、拡幅整備の対象としています。

◎建築基準法第42条第2項により指定されている道路（2項道路）

◎建築基準法第42条第1項第5号により指定されている道路のうち、指定幅員が4mの道路（位置指定道路）

これらのうち、現況幅員が4m未満の道路を「狭あい道路拡幅整備事前協議」の対象としています。



「道幅が狭いと…」
消防車や救急車が入りにくい



「道幅が狭いと…」
自転車も歩行者も通りにくい



「道幅が狭いと…」
日当たりや風通しが悪い



「道幅が狭いと…」
左折・右折が難しい

右記の①～③に該当する場合は『狭あい道路拡幅整備事前協議』のお手続きをお願いいたします。

- ① 狭あい道路に接して建築行為等をする場合
- ② 建築行為等を伴わず狭あい道路の拡幅整備工事を希望される場合
- ③ 建築行為等を伴わず狭あい道路に面する塀を撤去、新設する場合

《狭あい道路拡幅整備事前協議 から拡幅整備工事の主な流れ》



1 前面道路の確認
前面道路種別等を窓口にて必ずご確認下さい

2 狭あい道路拡幅整備事前協議
提出
区による現場調査等
協議内容の確認
協議完了

3 拡幅整備工事
書類提出
測量・立会い等
整備工事

4 後退用地等の管理
所有権
管理

公道の場合、区が後退用地を道路として管理できるように、**無償使用承諾**または**寄附**をお願いいたします。

狭あい道路拡幅整備事前協議書の提出

提出書類

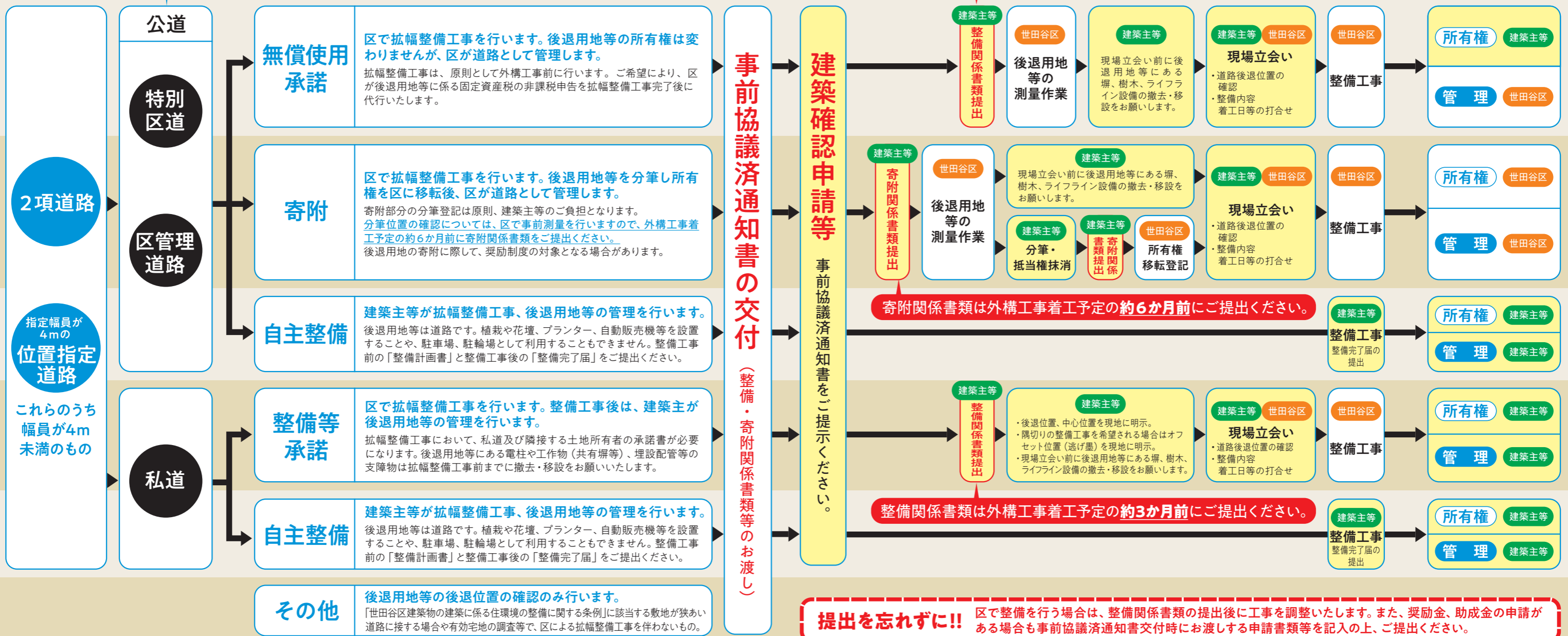
- 狭あい道路拡幅整備事前協議書
- 付近見取図(案内図)【2部】
- 狭あい道路及び狭あい道路に接する敷地の現況図【2部】
- 狭あい道路及び敷地の横断面図【2部】
- 敷地の求積図【2部】
- 敷地の公図の写し(受付時より3か月以内のもの)
- 土地登記事項証明書の写し(受付時より3か月以内のもの)

※その他所有者が確認できる資料等を求める場合があります。

狭あい道路拡幅整備事前協議書は**建築確認申請等の30日前まで**にご提出ください。
事前協議済通知書の内容に変更が生じる場合は変更手続きが必要です。速やかにご相談ください。

整備等承諾 | 自主整備
整備等承諾、自主整備を選択された場合、後退用地等には固定資産税がかかります。固定資産税の免除を受けるためには、ご自身で都税事務所へ申告をお願いいたします。

▼拡幅整備方法・管理方法等



提出を忘れずに!! 区で整備を行う場合は、整備関係書類の提出後に工事を調整いたします。また、奨励金、助成金の申請がある場合も事前協議済通知書交付時にお渡しする申請書類等を記入の上、ご提出ください。

※区による拡幅整備工事を行う場合、事前協議済通知書の交付時に区からお渡しする書類「拡幅整備の注意事項」をご確認ください。